

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成28年6月14日

【会社名】 株式会社メドレックス

【英訳名】 Medrx Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松村 眞良

【本店の所在の場所】 香川県東かがわ市西山431番地7

【電話番号】 0879-23-3071

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 北垣 栄一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号

【電話番号】 03-3664-9665

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 北垣 栄一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

| | |
|---|----------------|
| その他の者に対する割当 | |
| 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 | 631,800,000円 |
| 第11回新株予約権 | 19,812,000円 |
| 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | 1,283,412,000円 |
| 第12回新株予約権 | 52,000円 |
| 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | 316,052,000円 |

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | 株式会社メドレックス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 |
| 記名・無記名の別 | 無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 金631,800,000円 |
| 各社債の金額(円) | 金15,795,000円の1種 |
| 発行価額の総額(円) | 金631,800,000円 |
| 発行価格(円) | 額面100円につき金100円 |
| 利率(%) | 本社債には利息を付さない。 |
| 利払日 | 該当事項なし。 |
| 利息支払の方法 | 該当事項なし。 |
| 償還期限 | 平成31年6月28日 |
| 償還の方法 | <p>1 償還金額 本社債の元金は、平成31年6月28日(以下「償還期限」という。)に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2 本社債の繰上償還 (1) 当社は、平成28年7月1日以降、平成31年6月27日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成28年7月1日から平成29年6月30日までの期間：100.5% 平成29年7月1日から平成30年6月30日までの期間：101.0% 平成30年7月1日から平成31年6月27日までの期間：101.5%</p> <p>(2) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成30年6月30日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額の110.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。</p> <p>(3) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 株式会社中国銀行 三本松支店</p> |
| 募集の方法 | 第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合 631,800,000円 |
| 申込証拠金(円) | 該当事項なし。 |
| 申込期間 | 平成28年6月30日 |
| 申込取扱場所 | 株式会社メドレックス 経営管理部 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号 |

| | |
|----------------|--|
| 払込期日 | 平成28年6月30日 |
| 振替機関 | 該当事項なし。 |
| 担保 | 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 財務上の特約(担保提供制限) | <p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> |
| 財務上の特約(その他の条項) | 本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。 |

- (注) 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)に関して、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。
- 2 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- 3 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。
- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約(担保提供制限)」又は「償還の方法」欄第1項及び第2項の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- 4 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
- 5 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
(3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6 取得格付
格付は取得していない。
- 7 当社は、割当予定先の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で本有価証券届出書提出日と同日に投資契約書(以下「本投資契約」という。)を締結する予定であり、本投資契約には本社債の繰上償還の請求に関する下記の条項が含まれます。
割当予定先は、上記表中の「償還の方法 2 本社債の繰上償還(2)」にかかわらず、()以下乃至のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は()以下の事項があった場合に限り、払込期日以降、平成30年6月30日まで(当日を含みます。)の間は、上記表中の「償還の方法 2 本社債の繰上償還(2)」に従い、本社債の繰上償還を請求できます。なお、平成30年7月1日以後、上記表中の「償還の方法 2 本社債の繰上償還(2)」は適用されないものとします。

当社及びMEDRx USA INC.(以下「当社等」という。)の組織再編行為

当社等の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け
 当社等の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て
 当社の普通株式の上場廃止又はその決定
 当社による本投資契約の重大な違反(本投資契約における当社の表明及び保証が真実かつ正確でなかった場合を含むが、これに限られない。)があった場合、又は軽微な違反についてウイズ・パートナーズからは正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合

(新株予約権付社債に関する事項)

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。) |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 600,000株 本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(同欄第3項第(1)号乃至第(5)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、1,053円とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> |

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金631,800,000円 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年6月30日から平成31年6月27日までとする。但し、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成31年6月28日以後に本転換社債型新株予約権を行使することはできない。なお、本欄の定めるところにより本転換社債型新株予約権を行使することができる期間を、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において行使可能期間という。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メドレックス 経営管理部 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 取得の事由及び取得の条件は定めない。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注) 1 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計40個の本転換社債型新株予約権を発行する。

2 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

本転換社債型新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

3 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本転換社債型新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債型新株予約権の行使に際して当該本転換社債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債に係る要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 120個(新株予約権 1 個につき10,000株) |
| 発行価額の総額 | 19,812,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権 1 個につき165,100円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき16.51円) |
| 申込手数料 | 該当事項なし。 |
| 申込単位 | 1 個 |
| 申込期間 | 平成28年 6 月30日 |
| 申込証拠金 | 該当事項なし。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社メドレックス 経営管理部 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番 7 号 |
| 払込期日 | 平成28年 6 月30日 |
| 割当日 | 平成28年 6 月30日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社中国銀行 三本松支店 |

- (注) 1 第11回新株予約権(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)」において「本新株予約権」という。)については、平成28年6月14日開催の取締役会において、発行を承認する決議が行われている。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、投資契約とは別に申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当では行われないこととする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。) |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,200,000株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「交付株式数」という。)は10,000株とする。)</p> <p>但し、本欄第 2 項乃至第 4 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項の規定に従って、行使価額(同欄第 2 項に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第 3 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> | <p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、1,053円とする。但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。))の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> |

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)1(3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

| | |
|-------------------------------------|--|
| | (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときには、 当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金1,283,412,000円 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年6月30日から平成33年6月30日。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の1週間前までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メドレックス 経営管理部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

2 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

4 本新株予約権の行使指示

当社は、下記5記載の条件に従い、何度でも本新株予約権の行使を指示することが可能であり、転換が行われた場合は、自己資本の強化が可能になります。

5 当社は、割当予定先の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズとの間で本有価証券届出書提出日と同日に本投資契約を締結する予定であり、本投資契約には本新株予約権の行使指示に関する下記の条項が含まれません。

当社は、平成28年6月30日以降、次の場合には割当予定先に対して、本投資契約に定める条項に従い、本新株予約権の行使を指示することができます。割当予定先は、かかる指示のあった日(以下「行使指示日」という。)から2営業日以内に行使を行います。

行使指示日を含めた10連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下、同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値が行使価額の150%を超過した場合、割当予定先に対して、累計で本新株予約権の30個(行使総額315.9百万円、当該新株予約権の目的となる株式300,000株分)を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

行使指示日を含めた10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が行使価額の200%を超過した場合、割当予定先に対して、前記に従う本新株予約権の行使を含め、累計で本新株予約権の60個(行使総額631.8百万円、当該新株予約権の目的となる株式600,000株分)を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

但し、いずれの場合においても当該行使指示日において行使を指示できる本新株予約権は、当該期間の1日平均出来高の20%を上限とします。また、当社が行使を指示することのできる本新株予約権の個数は、いかなる場合も、合計して60個(行使総額631.8百万円、当該新株予約権の目的となる株式600,000株分)を超えないものとします。

なお、当社が割当予定先に対して、割当予定先が本転換社債型新株予約権、第11回新株予約権又は第12回新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内及び割当予定先又はウィズ・パートナーズが当社の未公表のインサイダー情報を持っている期間は、本新株予約権の行使の指示をできないものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 40個(新株予約権1個につき5,000株) |
| 発行価額の総額 | 52,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき1,300円 (新株予約権の目的である株式1株につき0.26円) |
| 申込手数料 | 該当事項なし。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成28年6月30日 |
| 申込証拠金 | 該当事項なし。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社メドレックス 経営管理部 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号 |
| 払込期日 | 平成28年6月30日 |
| 割当日 | 平成28年6月30日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社中国銀行 三本松支店 |

- (注) 1 第12回新株予約権(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)」において「本新株予約権」という。)については、平成28年6月14日開催の取締役会において、発行を承認する決議が行われている。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、投資契約とは別に申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当では行われないこととする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。) |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「交付株式数」という。)は5,000株とする。)</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って、行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> | <p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、1,580円とする。但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。))の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> |

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)1(3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

| | |
|-------------------------------------|--|
| | (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときには、 当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金316,052,000円 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年6月30日から平成33年6月30日。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の1週間前までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メドレックス 経営管理部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めるときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

2 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,231,264,000 | 16,500,000 | 2,214,764,000 |

(注) 1 払込金額の総額は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の払込金額の総額631,800,000円に第11回新株予約権の発行価額の総額19,812,000円及び行使に際して払い込むべき金額の合計額1,263,600,000円、並びに第12回新株予約権の発行価額の総額52,000円及び行使に際して払い込むべき金額の合計額316,000,000円を合算した金額であります。なお、第11回新株予約権及び第12回新株予約権(総称して以下「本新株予約権」といい、また本新株予約権付社債と本新株予約権を総称して「本有価証券」という。)の行使による払込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用3,000,000円、新株予約権等算定評価報酬費用4,000,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用1,700,000円、登録免許税7,400,000円、その他の事務費用400,000円(有価証券届出書作成、変更登記費用等)の合計です。

(2) 【手取金の使途】

< 資金調達の主な目的 >

当社グループは、イオン液体^{*1}を利用した独自の経皮製剤技術ILTS (Ionic Liquid Transdermal System)を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収^{*2}性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、当社グループの第一パイプラインとして、「消炎鎮痛貼付剤(商品名:ETOREAT、エトドラク^{*3}テープ剤)」の米国での臨床開発を推し進めております。また、ETOREATに続くパイプラインとして、3つのパイプラインの米国での臨床試験^{*4}を実施中、あるいは、臨床試験実施のための準備を推し進めております。MRX-10XT(中枢性鎮痛薬、オキシコドン^{*5}テープ剤)については、平成27年11月より米国において臨床試験を実施するための非臨床試験^{*6}を開始しており、米国における治験薬製造について平成27年12月に委託契約を締結したThe Tapemark Company(本社:米国ミネソタ州)に対して製造技術移転を進めております。MRX-5LBT(帯状疱疹後の神経疼痛治療薬、リドカイン^{*7}テープ剤)については、平成28年3月に臨床試験を開始しており、MRX-4TZT(痙性麻痺治療薬、チザニジン^{*8}テープ剤)についても、平成28年中に臨床試験を開始する計画です。

当社パイプラインの現状

| 製品名・開発コード | 製剤開発 | 非臨床 | 臨床第Ⅰ相 | 臨床第Ⅱ相 | 臨床第Ⅲ相 | 承認申請 | 上市 |
|----------------------|------|-----|--|-------|-------|--------------------------------------|----|
| ETOREAT® (in USA) | → | | | | | ① 2016年7～8月結果判明 ② 2017年前半結果判明 | |
| MRX-10XT (in USA) | → | | 2015年11月 非臨床試験 開始 2015年12月 米国Tapemark社への治験薬製造委託契約締結 | | | | |
| MRX-5LBT (in USA) | → | | | | → | 2016年5月臨床第Ⅰ相終了 早期のNDA承認取得 を目指す | |
| MRX-4TZT (in USA) | → | | 2016年 臨床第Ⅰ相 開始予定 | | | | |

当社グループは、ETOREAT に関する製薬会社等との提携契約による収益を中心とした事業収益計画を有しており、製品上市^{*9}前の収益としても所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込んでおります。しかしながら、このマイルストーン収益の発生時期は開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであります。今回の資金調達の第一の目的は、ETOREAT に関する提携契約に伴う収入による開発資金の蓄積を待つことなく当社グループの成長を加速するために、開発資金の充足が一部未達であるMRX-4TZT(痙性麻痺治療薬、チザニジンテープ剤)、新規パイプラインであるMRX-5DML(アルツハイマー治療薬、ドネペジル^{*10}・メマンチン^{*11}含有貼付剤)、及び後続パイプラインの開発資金を機動的に得ることにあります。追加で資金調達を検討した経緯は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載しておりますので、ご参照ください。

MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬(チザニジンテープ剤)

ILTS を用いて中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤を製剤開発したものです。現在、非臨床試験を実施中であり、平成28年に臨床試験を開始する計画です。

MRX-5DML：アルツハイマー治療薬(ドネペジル・メマンチン含有貼付剤)

当社では、ILTS とは別に、薬物をナノコロイド^{*12}化することにより経皮吸収性を飛躍的に向上させる独自の経皮製剤技術NCTS(Nano-sized Colloid Transdermal System)を用いた経皮吸収型医薬品の研究開発にも取り組んでいます。MRX-5DMLは、NCTSを用いてアルツハイマー治療薬であるドネペジルとメマンチンを配合した貼付剤を製剤開発したものです。現在、非臨床試験の実施準備中であり、平成29年に臨床試験を開始する計画です。

ILTS やNCTSに代表される当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するためには、第一パイプラインであるETOREAT の開発推進に加えて、MRX-10XT、MRX-5LBT、MRX-4TZT、MRX-5DMLを始めとする後続パイプラインの開発を押し進める以外に道はないと認識しております。ETOREAT を始めとする各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散するための方策としても、積極的に後続パイプラインへの開発投資を行うことが、当社グループの収益基盤を強化・複線化するための最善の手段の一つであり、中長期的な当社の企業価値向上に資すると考えております。

また、自社で製剤開発したパイプラインの、米国における臨床開発から医療用医薬品としての製造販売承認取得あるいは製薬会社へのライセンスアウトを事業の基軸としている当社にとって、米国において製剤開発及び治験薬製造の拠点を確保することは、開発効率・スピード向上に繋がる重要な経営課題であり、米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携のための資金を得ることも、今回の資金調達の目的の一つであります。現在当社は、米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する複数の企業と、資本・業務提携を含めた協業について協議しており、資本・業務提携について合意に至った場合は、今回の調達で得られた資金を充当する計画です。

(語句説明)

- (*1) イオン液体とは、融点が100 以下の塩(えん)のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、或いは、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形(貼り薬、塗り薬等)に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS (Ionic Liquid Transdermal System)と呼んでいます。
- (*2) 経皮吸収とは、皮膚から(薬物を)体内に吸収・浸透させることです。
- (*3) エトドラクとは、非ステロイド系消炎鎮痛剤(NSAIDs)に分類され、疼痛及び炎症の経口治療薬として全世界で幅広く使用されている薬物です。貼付剤としての開発は、当社ETOREAT が世界最初の試みです。
- (*4) 臨床試験とは、薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称です。少数健常人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第I相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第II相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第III相試験に区分されます。

- (*5) オキシコドンとは、中枢性鎮痛薬（脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬）の一種で、医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されています。
- (*6) 非臨床試験とは、薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験です。
- (*7) リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。
- (*8) チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。
- (*9) 上市とは、各国の規制当局により新薬が承認され、実際に市場に出る（市販される）ことをいいます。
- (*10) ドネペジルとは、アセチルコリンエステラーゼ阻害薬で、アルツハイマー型認知症及びレビー小体型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (*11) メマンチンとは、グルタミン酸NMDA受容体拮抗薬で、中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (*12) コロイドとは、液体、固体あるいは気体にある粒子が均一に分散している状態をいい、ナノコロイドは、粒子がナノサイズのコロイドです。当社は、薬物をナノサイズのコロイドにすることで経皮吸収性が高まることを発見し、それによる製剤化技術をNCTS（Nano-sized Colloid Transdermal System）と名付けました。経皮製剤でありながら液体のまま貼付剤化することにより、速効性と持続性を併せ持つ画期的な製剤となることが期待できます。

<手取金の具体的な使途>

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|--|---------|------------------|
| MRX-4TZTの米国における臨床試験費用 | 480 | 平成28年7月～平成29年10月 |
| MRX-5DMLの非臨床試験、米国における臨床試験、及びその付帯費用 | 1,230 | 平成28年7月～平成30年4月 |
| 米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携に係る費用あるいは、その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用 | 504 | 平成28年7月～平成30年10月 |

- (注) 1 MRX-4TZT(痙性麻痺治療薬)の臨床試験に係る費用として、480百万円を充当する計画です。
- 2 MRX-5DML(アルツハイマー治療薬)の非臨床試験に係る費用として、150百万円、臨床試験に係る費用として960百万円、治験薬製造・安定性試験に係る費用として120百万円を充当する計画です。
- 3 米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携に係る費用に504百万円を充当する計画です。ただし、当該候補企業との資本・業務提携が合意に至る前に、当社が研究開発中である新規のペインマネジメント医薬品やペプチド医薬品の経皮吸収型開発候補品について、近い将来に臨床試験を開始できる段階まで製剤開発が進んだ場合には、米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携ではなく、その開発候補品の非臨床試験、前期臨床試験、及び治験薬製造・安定性試験に係る費用として、それぞれ150百万円、294百万円、60百万円を充当する計画です。
- 4 手取金の使途は、MRX-4TZTの米国における臨床費用、MRX-5DMLの非臨床試験、米国における臨床試験及びその付帯費用、米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携に係る費用、あるいは、その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用の優先順位で充当する予定です。
- 5 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。
- 6 本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、別途手段による資金調達の検討を進めてまいります。
- 7 具体的な使途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。最終的に使途が決定された場合及び使途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式発行の場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、転換社債型新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権のみに限定した資金調達の場合は、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない、又は、実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、新薬候補品の導入又はその開発の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

間接金融については、先行投資により長期的に赤字である当社の状況から、金融機関から借入れを行うのは極めて難しい状況にあります。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

株価への影響の軽減

- ・ 本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日(平成28年6月13日)までの過去3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均である958円に10%のプレミアムを付加した金額である1,053円(以下「基準株価」という。)を基準に、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第11回新株予約権の行使価額は基準株価と同額の1,053円に、また第12回新株予約権の行使価額は基準株価に150%を乗じた1,580円に決定いたしました。当該転換価額及び行使価額については、発行後に修正が行われない仕組みとなっています。当該転換価額及び行使価額の決定については、割当予定先と協議した上で、総合的に判断いたしました。
- ・ 本件第三者割当による資金調達は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債の転換や本新株予約権の行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

- ・ 転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。
- ・ 本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- ・ また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては円滑な本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達が実現できます。

資本政策の柔軟性

本新株予約権付社債については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を償還することが、本新株予約権については、一定の条件下において当社の判断によりその全部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、無利息による資金調達を行うと共に、当社の新薬候補品の導入又はその開発の進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

<その他配慮した点及びその対策>

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

- 本新株予約権付社債は、その特性上、当初には本社債の元本部分の払込みが行われ資金調達が実現できませんが、本社債権者が本新株予約権付社債の転換を行わない場合には、手持ち現金を原資として、本新株予約権付社債の償還を実施する予定です。

第11回新株予約権及び第12回新株予約権

- 新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本新株予約権は、上記に記載したとおり、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。
- 本新株予約権については、取得条項が付されており、当社は会社法の規定に従って、2週間前に通知又は公告をした上で、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができます。
- 第11回新株予約権については、当社は、平成28年6月30日以降、10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が第11回新株予約権の行使価額の(i)150%を超過した場合、割当予定先に対して、当社と割当予定先との間で締結する本投資契約に定める条項に従い、第11回新株予約権の発行総数の4分の1である30個(行使総額315.9百万円、当該新株予約権の目的となる株式300,000株分)を上限として、()200%を超過した場合、(i)に従う第11回新株予約権の行使を含め、第11回新株予約権の発行総数の2分の1である60個(行使総額631.8百万円、当該新株予約権の目的となる株式600,000株分)を上限として、何度でも第11回新株予約権の行使を指示することが可能であり、行使が行われた場合は、自己資本の強化が可能になります。但し、当社が行使を指示することのできる第11回新株予約権の個数は、いかなる場合も、合計して60個(行使総額631.8百万円、当該新株予約権の目的となる株式600,000株分)を超えないものとします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

| | |
|------------------|---|
| 名称 | ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合 |
| 所在地 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 |
| 出資額 | 15,480,000,000円 |
| 組成目的 | 尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。 |
| 主たる出資者及び出資比率 | 38.8% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 12.9% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (年金特定信託46626-6030) (同社は企業年金基金の受託者です。) 上記以外に10%以上の出資者はおりません。 なお、本組合の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズは、1.6%を出資しております。 |
| 業務執行組合員又はこれに類する者 | 名称：株式会社ウィズ・パートナーズ 所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 代表者の役職・氏名：代表取締役CEO 安東俊夫 資本金：1億円 事業内容：1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 主たる出資者及びその出資比率： 1. 9.17% 松村 淳 2. 9.15% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.68% その他25名 |

b 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|------------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | 該当事項はありません。 |

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成27年12月7日に発行した第8回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）により、MRX-5LBT（帯状疱疹後の神経疼痛治療薬）、MRX-4T2T（痙性麻痺治療薬）等の開発に必要な資金を約11億円見込んでいたところ、約8.5億円の調達に止まったことから開発資金の追加調達を検討していたことに加え、MRX-5DMLの非臨床試験、米国における臨床試験のほか、米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携に係る費用あるいは、その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験などに必要な資金の調達を検討しており、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、当社は、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合を含む複数の候補先に当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状説明を行いました。その中で、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合から提案をいただいた本新株予約権付社債及び本新株予約権の組み合わせによる手法

が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法であったことから検討を進めてまいりました。

今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズが創設したファンドであります。ファンド自体は純投資を目的としているものの、業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期から投資をし、また国内外の投資先のIPO、M&A、事業提携等に多くの実績を残してきたことから、その長い経験を基にしたグローバルなネットワークを構築していることを確認しております。また、バイオ・ヘルスケア分野のプロフェッショナルに加え、企業経営などに精通したメンバーが参加している会社でもあり、当社の企業価値向上のためのパイプラインの開発推進、当社の経営方針及び事業内容並びに事業に必要な資金調達に深い理解を示していただいております。特に今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業及びライフサイエンスを含む各分野で次世代の産業基盤を構築できると期待される企業を投資対象として、当該企業の価値向上を主たる目的として組成されており、当社の事業が割当予定先の企図する投資対象に合致することから投資の提案があったものです。

当社は、今後さらにバイオ・ヘルスケア分野の様々な事業会社との提携等を通じて当社事業を拡大・深化させていくためには、ウィズ・パートナーズによる支援が不可欠と考えており、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に割り当てる本転換社債型新株予約権の目的となる株式数は600,000株、第11回新株予約権の目的となる株式の総数は1,200,000株(新株予約権発行数120個、新株予約権1個につき10,000株)、並びに第12回新株予約権の目的となる株式の総数は200,000株(新株予約権発行数40個、新株予約権1個につき5,000株)であります。

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合の、本新株予約権付社債及び本新株予約権、並びに本転換社債型新株予約権及び本新株予約権を行使して取得する普通株式の保有方針については、原則として当社株式を長期間保有する意思や当社の経営に関与する意思はなく、市場動向、投資家の需要、当社の事業提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であることを口頭で確認しています。なお、割当予定先は、当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使並びに当社普通株式の売却を行う意向である旨当社へ口頭で表明しています。

また、本件第三者割当に伴い、割当予定先は当社大株主である当社代表取締役社長松村眞良氏及び当社代表取締役専務松村米浩氏より当社普通株式について借株を行い、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行う場合があります。但し、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当ての転換価額及び行使価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。当社としては、かかる借株により、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が円滑に進むことが見込まれ、当社の財務体質が改善され、企業価値が向上するものと考えております。

なお、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の研究開発及び事業提携等を支援する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズからウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は本有価証券届出書提出日現在で預金残高が50億円ある旨の報告を受け、これを預金通帳にて確認しており、当該預金残高より本有価証券の発行に係る払込みがされる予定である旨の報告を受けております。

また割当予定先は総額154.8億円の資産を運用する予定である旨の報告を受け、本総額のうち本有価証券届出書提出日現在で払込済み金額が103.5億円であるとの報告を受けております。なお、その残額の51.2億円については、同組合の組合契約では、その出資の方法がキャピタル・コールによるものとされていることから、本資金調達の発表後に本新株予約権を行使するために必要な資金を組合契約に従って同組合の各投資家に請求することとなり、当社は当該投資家の名称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件を「組合

契約書」により確認しており、割当予定先より残額の56.7億円から第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使に係る払込みに充当する予定である旨報告を受けております。

以上により、本有価証券の発行に係る払込み、及び本新株予約権の行使に係る払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ並びにその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都新宿区西新宿四丁目32番13号西新宿フォレストアネックス301、代表取締役中村勝彦)に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。割当予定先の主たる出資者及び他の出資者に関して、未上場企業及び個人については、株式会社東京エス・アール・シーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構のホームページに掲載されている「中小企業基盤整備機構『反社会的勢力に対する基本方針』について」において、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しました。また、株式会社東京証券取引所に上場する会社については、証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることをホームページにより確認しました。なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本有価証券を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限を本投資契約において規定しています。さらに、割当予定先が本転換社債型新株予約権又は本新株予約権を行使することによって取得した株式を取引所金融商品市場内取引によらない取引で譲渡又は担保提供する結果、当該譲渡又は担保提供の相手方が、その時点における当社の発行済株式総数の5%以上を保有することになり得る場合には、当社の事前の書面による同意を得なければならない旨を割当予定先と締結する本投資契約において規定しています。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額及び第11回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日の前取引日までの過去3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均である958円に10%のプレミアムを付加した金額1,053円とし、第12回新株予約権の行使価額につきましては当該終値に150%を乗じた額の1,580円といたしました。

当社普通株式の本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日まで過去3ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準といたしましたのは、当社及び割当予定先との間の合意により恣意的に発行条件を決定することが可能となる発行決議日前日という特定の一時点の株価を基準とするよりは、昨今の金融・経済環境下における不安定な株式市場や当社株価の変動状況を考慮し、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観的かつ合理的であると判断したためであります。参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価727円に対し44.8%のプレミアム、過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,151円に対し8.5%のディスカウント、発行決議日の前取引日の当社普通株式の普通取引の終値1,145円に対し8.0%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権それぞれの発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルートス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「プルートス・コンサルティング」という。)に対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約3年間)、無リスク利子率(-0.273%)、株価変動性(74.51%)、発行会社及び割当予定先の行動(当社は基本的には割当予定先の転換を待つが、当社株価が転換価額の250%を超過した場合、取得するものとする。割当予定先は基本的に株価が転換価額を上回っている場合、転換を行い、転換された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約5%を目安に売却をするものとする。)、その他本新株予約権付社債の発行

要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり約99円08銭)を比較した上で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

第11回新株予約権については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約5年間)、無リスク利率(-0.271%)、株価変動性(83.16%)、発行会社及び割当予定先の行動(当社は基本的には割当予定先の権利行使を待つが、当社株価が権利行使価額の250%を超過した場合、取得するものとする。割当予定先は基本的に株価が行使価額を上回っている場合、権利行使を行い、行使された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約5%を目安に売却をするものとする。)、その他第11回新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、第11回新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を、165,100円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

また、第12回新株予約権については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約5年間)、無リスク利率(-0.271%)、株価変動性(83.16%)、発行会社及び割当予定先の行動(当社は基本的には割当予定先の権利行使を待つが、当社株価が権利行使価額の250%を超過した場合、取得するものとする。割当予定先は基本的に株価が行使価額を上回っている場合、権利行使を行い、行使された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約5%を目安に売却をするものとする。)、その他第12回新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、第12回新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を、1,300円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

さらに、当社は本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の払込金額の算定については、ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(東京都港区)(以下「ベーカー&マッケンジー」という。)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、当社と割当予定先の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズとの投資契約書や有価証券届出書、ブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、当社と割当予定先との間の契約の締結や本有価証券の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないかなどを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本有価証券それぞれの発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)からは、本有価証券それぞれの発行要項の内容及び上記のブルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本有価証券それぞれの発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 本有価証券の発行について、監査役会として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・ ブルータス・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーは企業価値評価実務、発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 発行条件等については企業価値評価に定評のあるブルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ 平成28年6月13日付のブルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本有価証券のいずれも発行価額が公正価値と同水準であり有利発行に該当しないこと。
- ・ 上記の点から、ブルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・ ベーカー&マッケンジーの平成28年6月14日付意見書を確認し、適法性に問題がないこと。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で600,000株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数はそれぞれ最大で[1,200,000]株、[200,000]株であり、第11回新株予約権及び第12回新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している第11回新株予約権及び第12回新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

上記のとおり、本新株予約権付社債、並びに第11回新株予約権及び第12回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ最大で600,000株、1,200,000株、200,000株で、合計最大で2,000,000株(議決権の数は20,000個)であり、平成28年6月13日現在の発行済株式総数8,289,700株(総議決権数82,875個)に対して、合計24.13%(議決権比率24.13%)となります。

本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は396,533株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権付社債が全て転換され、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数2,000,000株を本転換社債型新株予約権の行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は2,721株となり、上記1日当たりの出来高の0.7%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社といたしましては、新薬候補品の権利取得及び権利取得後の新薬候補品の開発に係る資金を確保することを目的とする今回の第三者割当による本有価証券の募集の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%) | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合(%) |
|--|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------------------------|
| ウィズ・ヘルスケア日本2.0 投資事業有限責任組合 | 東京都港区愛宕二丁目5番 1号 | | | 2,000,000 | 20.69 |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店) | 10 Harewood Avenue London NW1 6AA (東京都中央区日本橋三丁目 11番1号) | 411,270 | 5.36 | 411,270 | 4.25 |
| 株式会社MM | 香川県東かがわ市湊616番地 8 | 360,300 | 4.70 | 360,300 | 3.73 |
| 雨堤 正博 | 東京都渋谷区 | 311,000 | 4.06 | 311,000 | 3.22 |
| 松村 米浩 | 東京都文京区 | 233,100 | 3.04 | 233,100 | 2.41 |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町1丁目 4番地 | 135,300 | 1.76 | 135,300 | 1.40 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6 番1号 | 132,100 | 1.72 | 132,100 | 1.37 |
| 井上 圭司 | 大阪府大阪市東成区 | 128,000 | 1.67 | 128,000 | 1.32 |
| 興和株式会社 | 名古屋市中区錦三丁目6番 29号 | 125,000 | 1.63 | 125,000 | 1.29 |
| 株式会社JTファイナン シャルサービス | 東京都千代田区四番町8番 地6-404号 | 117,000 | 1.53 | 117,000 | 1.21 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目2番10号 | 96,500 | 1.26 | 96,500 | 1.00 |
| 計 | | 2,049,570 | 26.73 | 4,049,570 | 41.89 |

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿をもとに算出しています。

2 平成28年4月5日付で公衆の縦覧に供されてる大量保有報告書の変更報告書 9において、Evolution Biotech Fundが平成28年3月29日現在で以下の株券等を所有している旨が記載されているものの、当社として平成28年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記第三者割当後の大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (株) | 株券等保有割合 (%) |
|------------------------|--|----------------|----------------|
| Evolution Biotech Fund | ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、ジョージ・タウン、エルギ ン・アベニュー190、インタートラス ト・コーポレート・サービスズ(ケイ マン)リミテッド | 1,015,000 | 12.24 |

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年3月31日現在の総議決権数(76,664個)で除して算出した数値であり、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年3月31日現在の総議決権数(76,664個)に、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式に係る議決権数(20,000個)を加えた数で除して算出しております。

4 ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数を加えた数を記載しております。

5 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第14期、提出日平成28年3月28日)及び四半期報告書(第15期第1四半期、提出日平成28年5月13日)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年6月14日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年6月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第14期)提出日(平成28年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年6月14日)までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) |
|--------------------------|---------------|------------------|----------------|---------------|
| 平成28年1月1日～ 平成28年6月14日 | 1,400,000 | 8,289,700 | 367,851 | 4,982,639 |

(注1) 第8回新株予約権(行使価額修正条項付き)(第三者割当て)の権利行使により増加しています。

なお、この新株予約権は平成28年4月12日で全て権利行使が完了しております。

(注2) 千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第14期)提出日(平成28年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年6月14日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成28年3月28日提出)

1 提出理由

当社は、平成28年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、松村眞良、松村米浩、山崎啓子、秋友比呂志、濱本英利、岩谷邦夫を選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、福井優、團野浩、小足八州男を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 取締役6名選任の件 | | | | | |
| 松村 眞良 | 27,943 | 572 | 0 | (注) | 可決 98.0 |
| 松村 米浩 | 27,943 | 572 | 0 | | 可決 98.0 |
| 山崎 啓子 | 27,981 | 534 | 0 | | 可決 98.1 |
| 秋友 比呂志 | 27,971 | 544 | 0 | | 可決 98.1 |
| 濱本 英利 | 27,971 | 544 | 0 | | 可決 98.1 |
| 岩谷 邦夫 | 27,915 | 600 | 0 | | 可決 97.9 |
| 第2号議案 監査役3名選任の件 | | | | | |
| 福井 優 | 28,123 | 394 | 0 | (注) | 可決 98.6 |
| 團野 浩 | 28,125 | 392 | 0 | | 可決 98.6 |
| 小足 八州男 | 28,104 | 413 | 0 | | 可決 98.6 |

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第14期) | 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日 | 平成28年3月28日 四国財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第15期 第1四半期) | 自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日 | 平成28年5月13日 四国財務局長に提出 |

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月25日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メドレックスの平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メドレックスが平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月25日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックスの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月10日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | | | |
|--------------------|-------|---|---|-----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 中 | 田 | 明 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 久 | 保 | 誉 一 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。